

# 令和5年塩尻市議会6月定例会

## 総務産業常任委員会会議録

○日 時 令和5年6月16日（金） 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

### ○審査事項

議案第2号 財産の無償譲渡について

陳情第1号 平和、くらしを壊し、国民に負担を押しつける大軍拡、大増税の中止を求める意見書の提出を求める陳情

### ○出席委員・議員

委員長	小澤 彰一 君	副委員長	石井 勉 君
委員	古畑 秀夫 君	委員	小野 芳幸 君
委員	上條 元康 君	委員	青木 博文 君
委員	赤羽 誠治 君	委員	中野 重則 君
委員	中村 努 君		

### ○欠席委員

なし

---

### ○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

---

### ○議会事務局職員

事務局長	山崎 浩明 君	事務局次長	宮原 勝広 君
事務局係長	酒井 千鶴子 君		

---

午前9時59分 開会

○委員長 皆様、おはようございます。ただいまから6月定例会総務産業常任委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員出席しております。

それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いいたします。

---

### 理事者挨拶

○副市長 おはようございます。本日は大変お忙しい中、総務産業常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。御提案を申し上げます議案につきまして、よろしく御審査を賜りますようお願いを申

上げます。

○**委員長** ありがとうございます。それでは、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙委員会付託案件表及び陳情回付表のとおりです。日程、そのほかについて、副委員長から説明いたします。

○**副委員長** 皆さん、おはようございます。本日は議案及び陳情の審査を行います。なお、委員会終了後、議会側案件による協議会を開催いたします。視察の予定はありません。以上です。

○**委員長** それでは、ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言とし、簡潔明瞭な説明、一問一答方式による質問、答弁を心がけていただくよう御協力をお願いいたします。また、発言は必ずマイクを通していただきますようお願いいたします。

---

### 議案第2号 財産の無償譲渡について

○**委員長** それでは、議案第2号財産の無償譲渡についてを議題といたします。説明を求めます。

○**公共施設マネジメント課長** それでは、議案第2号の財産の無償譲渡について、議案関係資料の3ページを御覧ください。議案関係資料にて説明させていただきます。

1の提案理由につきましては、財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。

2の概要について、(1)譲渡財産につきましては、下段の参考として、点線の枠内に記載があります譲渡財産の内訳を御覧ください。1の土地につきましては、塩尻市大字広丘吉田1157番地1及び2で、面積が2筆で、1,824.12平米です。なお、今回の譲渡に当たり、当該敷地内の道路に面した箇所防火貯水槽1基と消火栓1か所がありまして、その部分は分筆して引き続き市の所有地として残して、防火貯水槽と消火栓の部分を除いた土地の譲渡となります。2、建物は、現吉田東公民館として使用されている建物で、昭和56年竣工の鉄骨造り2階建てと、平成3年に一部増築しました部分を合わせた合計の延べ床面積が670.04平米です。

本文中ほどの2の概要にお戻りいただきまして、(2)相手方につきましては、吉田地区会長の村田善彦様です。

(3)譲渡目的は、認可地縁団体の吉田地区が同団体の財産として管理を行うため、一昨年度に吉田地区会長より譲渡について御相談をいただきまして協議や準備を進める中で、今年3月の吉田地区総会において市からの譲渡についての議決を経て、4月に吉田地区より普通財産譲与申請書が市へ提出され、本日に至ったものです。なお、吉田地区への譲渡契約に当たり、塩尻市財務規則の規定に基づいて、原則10年間は公民館施設としての用途に供さなければならないという条件を付しているものです。私からの説明は以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○**委員長** 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**中村努委員** 譲渡目的は、今説明がありましたけれども、一番最初からの経過を、ざっくりと御説明をお願いします。

○**公共施設マネジメント課長** もともとは、この施設につきましては詳しい資料が手元になくて吉田区誌を参考にさせていただいていますが、当施設については、中央道地元還元として吉田公民館として建設したものです。

吉田東公民館区内に広丘吉田分館を平成4年に開設いたしまして、平成5年に吉田地区を法人化いたしまして、吉田分館が吉田支所に格上げをされたというものです。現吉田地区センター開設に当たりまして、吉田東公民館

に一時的に支所機能を移管しましたものを、平成12年に現在の吉田地区への建設に伴って、今の東公民館から現吉田地区へ移転をして、現在に至るというものです。

○中村努委員 そういうことではなくて、これ、そもそも塩尻市の公共施設の管理計画に基づいて、地区へ市から譲渡したいという話をしたのではないですか。

○公共施設マネジメント課長 一昨年度、区長からお話をいただいたときについては、特にこちらから譲渡を引き受けてくださいということでお話をした経過はないと思っております。

○中村努委員 1つ、これは吉田の真ん中の小学校の隣の土地ということで非常に価値の高い土地です。実際の評価額、相場価格ですけれども、全体で幾らぐらいになりますか。

○公共施設マネジメント課長 当該土地、建物について、鑑定は取っていないので、幾らということは申し上げられないのですが、地元地区で鑑定を取っていると聞いております。参考になるかどうか分からないのですが、近隣の国で示している地価公示、吉田若宮で公示している単価がありますが、平米当たり5万5,300円という公示価格がありますので、それに近い金額ではないかと想像できます。

○中村努委員 計算すればいいのだけれど、全部で幾らになるのですか。

○公共施設マネジメント課長 今の若宮の5万5,300円掛ける今回の1,824.12平米を掛けますと、約1億円強という形になります。

○中村努委員 無償譲渡ということですが、これに関わる登記等の費用が幾らで、それは誰が負担するのか教えてください。

○公共施設マネジメント課長 譲渡に伴いまして、所有権を移転する必要があります。今回、建物については法務局に登記していませんので、登記は必要ないのですが、登記に当たって国税であります登録免許税が必要になります。評価額の2%が登記するときに必要になります。ですので評価額については、はっきりした数字はこの時点では申し上げられませんが、おおむね130万円前後になるかと思われま。

あと、不動産取得税という県税が来年度かかる予定ですが、こちらについても評価額の4%なのですが、県の町内会等の公共的な性格を有する団体が集会所等の公共的な施設を取得した場合については2分の1減免ということで、評価額の2%が県税としてかかります。こちらについても、同じ今の土地で130万円、プラス、建物については登記があってもなくても県税がかかるということでありまして、あくまでも想定ではありますが、建物で20万円前後の県税がかかるものと見ています。この費用負担については、取得していただく吉田地区の負担となります。

○委員長 よろしいですか。

○中村努委員 そうすると、今の合計で280万円ぐらいですか。

○公共施設マネジメント課長 全部で、両方合わせると300万円前後になるかと思えます。130万円プラス130万円プラス20万円、280万円前後です。

○中村努委員 それで、当然、これは無償譲渡後、固定資産税は非課税の建物、土地ということで理解していいですか。

○公共施設マネジメント課長 非課税というより減免という形で申請をしていただいて、認可地縁団体から申請をいただいて100%減免という形になります。

○中村努委員 分かりました。あとは、10年縛りがあって、これは用途が変わらなければ、例えば大規模修繕みたいな形をしても、それは問題ないということですか。

○公共施設マネジメント課長 委員おっしゃるとおりで、用途について変わらなければ、特に問題ないという認識です。

○中村努委員 分かりました。一応、地元ですので申し上げておくと、別に欲しくてくださいと言ったのではなくて、地区として利用しますかと言われたので利用したいと言っただけの話が、こういうことになるということだけ言っておきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長 私からいいですか。これ10年間過ぎた場合には、民間、あるいはそのほかのところへ売却ということとは可能なのですか。

○公共施設マネジメント課長 おっしゃるとおりで、10年以降については、地元地区で利活用を考えていただくという形になります。

○委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第2号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第2号財産の無償譲渡については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

### 陳情第1号 平和、くらしを壊し、国民に負担を押しつける大軍拡、増税の中止を求める意見書の提出を求める陳情

○委員長 次に、陳情審査を行います。当委員会へ回付された陳情は1件であります。陳情6月第1号、平和、くらしを壊し、国民に負担を押しつける大軍拡、増税の中止を求める意見書の提出を求める陳情について審査をいたします。本日は陳情者が見えていますので、陳情者は前の席へお願いいたします。

それでは、陳情者から趣旨説明をお願いいたします。簡潔をお願いいたします。

○陳情説明員 陳情要旨を読み上げさせていただきます。政府は、2022年の年末に、安保関連3文書（国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画）の改定を閣議決定しました。これは、他国に直接の脅威を与え、先制攻撃も可能な敵基地攻撃能力を持つこととするものです。2015年の安保法制を実践的に具体化するもので、現憲法制定以来、政府自身が守り通してきた専守防衛を踏みにじる憲法違反です。

政府は、「専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならず」と言います。しかし、世界第3位の軍事大国になり、他国攻撃ができる長距離ミサイルを持つことが周辺国の不信をあおり、脅威を与え、軍拡競争

を過熱させることは明らかです。安保法制下で可能としている集団的自衛権行使により敵基地等を攻撃すれば、日本が攻撃されていなくても他国を攻撃することになり、相手の報復攻撃を招き日本が戦場になりかねません。

政府は、軍事費について2027年度までの5年間の総額を43兆円とし、2027年度にはGDP（国内総生産）比で2%と現在の2倍にするとしています。この財源確保のために増税と国債発行を行うとしており、暮らしを直撃します。軍事費増で、今でも不十分な教育費や社会保障費への国の支出が減りかねません。これらの結果、暮らしも経済も立ちいかなくなることは戦前の歴史が示しています。

不確実性が高まる国際情勢の下で、憲法9条を持つ国として今行うべきことは戦争の準備ではなく、対話と外交によって戦争を避ける努力です。それこそが政治の責任です。この国の在り方を根本から覆し、暮らしを壊す大軍拡を開かれた論議もなしに閣議決定で進めたことは民主主義、立憲主義に反しています。

以上の趣旨から、下記事項について政府・関係機関に意見書を上げていただきますよう陳情いたします。

陳情項目、平和、暮らしを壊し、国民に負担を押しつける大軍拡、増税を中止してください。大軍拡などを決定した安保関連3文書改定を撤回してください。以上です。

関連ですが、御存じの方も多いと思いますが、米国のタイム誌の表紙に岸田首相が掲載されまして、その記事が載っていましたので、それを紹介します。米誌タイム（電子版）は、5月9日、岸田首相を表紙とする5月22日、29日号の内容を掲載した。同誌は表紙で日本の選択と題し、岸田氏は数十年にわたる平和主義を放棄し、日本を真の軍事大国にしたいと望んでいると指摘した。岸田氏は、特集した記事では、影響力を増す中国抑止を目指す米国の求めを受け、世界第3位の経済大国を軍事力のある大国にしようとしていると分析した。一方で、日本の平和憲法や核兵器のない世界を目指す岸田氏の理念と防衛力の増強が相入れないという見方があるとも紹介しています。

○委員長 委員の皆さんから、質問はありますか。ありませんか。

では、私からいいですか。本日、参議院を通過して、可決成立する見通しだと報道されていますが、その点についてはどのようにお考えですか。

○陳情説明員 どのようにというのは。

○委員長 軍拡法案について。

○陳情説明員 ここに陳情したように、そういうことはないようにということで意見書を上げていただきたいので、趣旨のとおりですが。

○委員長 分かりました。

ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、以上で陳情者への質問を終了いたします。陳情者は御退席をお願いいたします。

次に、委員の皆さんから御意見をお聞きします。御意見はありますか。

○中村努委員 説明ありがとうございました。私は、この陳情の趣旨について、当然、日本人あるいは日本の国の平和と命を守る、こういう姿勢は共有できるかと思えますけれども、その方法について、軍事力によるのか外交によるのかという二者択一を迫るような極端なお考えではないかと感じております。

昨年12月に、この安保3文書というのが閣議決定されたわけですがけれども、今、御指摘があったように、反撃

能力だとか防衛費のことばかりがクローズアップをされておりますけれども、本当に政府与党の考えていることが軍事一辺倒かということを、しっかり私たちは考えていかなければならないというように私は思います。今、説明にもあったとおり、国際情勢というのは非常に激変していて、日本一国のみの対応ではなかなか難しい、国際的な協調をしていくという必要があって、非常に政府としてもこの対応について困難さを極めている。そういう状況にあって、私たち地方議員にとってみると、なかなか計り知れない御苦労があるのだらうと思っております。

今回、初の改定だった国家安全保障戦略では、日本を守る国力を外交力・防衛力・経済力・技術力・情報力というように分けて記載があります。国際政治に詳しい細谷雄一慶応大学教授は、重要なのは、第一の要素として外交力を挙げていることと指摘されています。かつて、戦争へと進んだ日本が今は積極的に国際秩序を守り、平和回復への外交努力をしている現実こそ、大きな価値があると強調されています。このように、3文書の安全安保戦略の第一に外交力が掲げられていることは、陳情者の方は御存じでしょうか。閣議決定に至るまでの協議で、外交力の強化を第一の柱にという主張が盛り込まれた文書です。

陳情の趣旨では、戦争の準備ではなく、戦争を避ける努力と言われておりますが、受け止め方はそれぞれ自由でありますので否定するつもりはありませんけれども、私は、国民の生命と財産を守ることを最優先させ、憲法の範囲内で改定された安保関連3文書であって、国民の理解を得た上での防衛費の増額、これはまさに戦争を避ける努力だと思っておりますので、陳情は不採択という意見であります。

また、この問題に対し、議会として意見書を提出せよという陳情ですが、恐らくこの件については、少なくとも私は反対しておりますので、賛否が非常に分かれる課題であろうかと思えます。これを、議会の団体意思として意見書を提出するということには、この内容についてはなじまないのではないかと思いますので、意見書提出についても反対する意見です。

**○委員長** ほかにありませんか。

**○古畑秀夫委員** 私は、この陳情は大軍拡、大増税というような形で、少し荒っぽいところはありますけれども、陳情の趣旨などにも書かれておりますように、今まで日本は専守防衛ということで、自ら相手国に対して戦争をするということはなくて、攻められたときに守るという専守防衛を掲げて、この間来たのです。

この安保3文書の中にもあります反撃能力みたいな言い方ですが、いわゆる敵基地攻撃能力を持つということでもあります。これは明らかに、そしていろいろ議論をされている中では、相手がミサイルを撃つてくると想定した場合には、こちらからその基地を攻撃するということでは先制攻撃に当たりまして、全く今までの専守防衛からかけ離れたものになってしまいます。特に沖縄を中心にミサイルの配備をしていくということになっていきますと、相手方はもちろん、そのミサイル基地を狙ってくるということになってきて、沖縄の皆さん方も大変心配されていますし、日本そのものも戦争に全体が巻き込まれていくことにつながっていくということです。

今までの日本の憲法9条の中にもありますように、いわゆる国権の発動たる戦争と武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄するということでもありますし、2項では、陸海空その他の戦力はこれを保持しない、国の交戦権はこれを認めないというのが憲法9条の中身であります。ミサイルを持って敵を脅していれば攻めてくることはないというようなことだけれど、そのようなことはしないということですし、今、自衛隊そのものも軍隊とは国も認めていません。今の政府も認めていません。これは実力組織

であって、あくまでも軍隊とは言っていないのでありまして、そういう意味では、あくまでも最小限度のものにとどめるとするのは、この間の日本の在り方であったということ。

憲法前文にもありますように、平和を希求するということですから、最近の2015年の集団的自衛権行使の問題にしましても、今回の安保3文書に書かれている内容にしましても、大変危険な方向にかじを切っていて、国会で議論もしないまま、国会が終わった翌々日ですか、昨年12月16日に安保3文書を発表し、それをアメリカへ行って報告してバイデンに喜ばれた。日本の民主主義と言いますか、国会を軽視した内容にもなっているわけですので、大変問題がある中で日本の平和を守っていくためには、あのときにやはり反対しておけばよかったということにならないためにも、そしてまた、今の国家財政というのは世界最悪の状態でありまして、1,200兆円を超える借金がある中で、さらに国債を発行する、増税するみたいなことで動いている状態というのは大変危険だと私は危惧しておりますので、陳情には賛成したいと思います。

○委員長 ただいま採択と不採択という両方の御意見がありました。議論のルールからいって、不採択という御意見はありますか。

それでは、採択という立場の御意見はありますか。

○上條元康委員 この文章ですが、一部過激な部分もあろうかと思いますが、おおむね私も同様の考え方です。また、古畑委員がおっしゃること、私もよく分かりまして同様の考えを持っております。私は賛成の立場であります。

○委員長 採択という御意見が2つありました。不採択という御意見はありますか。

○中村努委員 先ほど言ったつもりですけども、私は不採択です。

○青木博文委員 私も不採択です。平和や国民の命を守ることは憲法上、保障されていくわけでありまして、安保関連3文書等、憲法の範囲内であると解釈しております。これからの国際情勢は、大変いろいろな状況で変化をしていくことは当然でありますので、この辺を加味しますと、私は採択をしないという方向です。

○委員長 ほかにありますか。

それでは、採択、不採択、両方の御意見がありますので、採決を行いたいと思いますけれども、挙手によって行いたいと思います。なお、手を挙げなかった場合には不採択ということで判断をさせていただきます。よろしいですか。

それでは、この今回の陳情について、採択という御意見の方は挙手をお願いいたします。

[挙手]

○委員長 2人。それでは、挙手少数によって、当委員会で審査の結果、陳情6月第1号、平和、くらしを壊し、国民に負担を押しつける大軍拡、大増税の中止を求める意見書の提出を求める陳情につきましては、不採択とすることに決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案審査は全て終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告につきましては、委員長に御一任願いたい、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

最後に、理事者から挨拶があればお願いいたします。

---

**理事者挨拶**

○**副市長** 本日は、御提案申し上げました議案につきまして御審査を賜り、議案につきましても原案どおりお認めいただきまして、誠にありがとうございました。

○**委員長** ありがとうございました。以上をもちまして、6月定例会総務産業常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午前10時32分 閉会

令和5年6月16日（金）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務産業常任委員会委員長

小澤 彰一 印